

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

令和7年3月11日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

3月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第7号、議案第13号の審査-----	2
質疑（増永和起委員、光好博幸委員）	
議案第29号の審査-----	7
質疑（増永和起委員）	
議案第16号の審査-----	9
質疑（水谷毅委員、増永和起委員、光好博幸委員）	
議案第30号の審査-----	18
採決-----	18
所管事項に関する事務調査について-----	19
閉会の宣告-----	20

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和7年3月11日（火）午前 9時58分 開会  
午前11時31分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 福住礼子 副委員長 光好博幸 委員 水谷 毅  
委員 増永和起 委員 香川良平

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のために出席した者

市長 嶋野浩一朗  
生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 谷内田 修  
生活環境部理事 西川 聡 保健福祉部次長兼障害福祉課長 由井秀子  
生活環境部副理事兼自治振興課長 川本勝也  
環境政策課長 菰原知宏 高齢介護課長 細井隆昭

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 森口雅志 事務局総括主査 仲野太朗

### 1. 審査案件（審査順）

議案第 7号 令和7年度摂津市介護保険特別会計予算  
議案第13号 令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）  
議案第29号 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第16号 摂津市協働のまちづくり推進条例制定の件  
議案第30号 摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定  
の件

(午前9時58分 開会)

○福住礼子委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、水谷委員を指名します。

昨日に引き続き、議案第7号及び議案第13号の審査を行います。

それでは、増永委員の3回目の質疑をお願いします。

○増永和起委員 おはようございます。

それでは、昨日に引き続いて3回目の質問を行わせていただきます。

介護保険の減免のお話をさせていただきました。介護認定で障害者控除が使えることについて、まだまだ知らない方もたくさんおられる状況ですが、少しずつ認知は広がってきてるのかなと思います。

私に相談がありまして、その方は障害者手帳はお持ちではないけれども、介護の認定でこの障害者控除の対象の方で、御本人がそういう場合は非課税の限度額が135万円で、所得が135万円以下なら非課税になるとのことです。それまでは奥さんだけが非課税、御主人は課税だったのが非課税世帯となって、いろんな制度が使えたりとか、病院で入院されても医療費のことも少し安くなる形につながることで、申請を遡ってされています。そんな例も、恐らくこれからいろいろ出てくると思うんですけども、まずはその障害者の手帳がなくても介護の段階によってそういうことができることを、ぜひぜひ知らせていただきたいと思います。

やっぱりここにはケアマネジャーとか、ヘルパーとか、そういう方々のアドバイスがないと、御本人は、恐らく通知だけ、いろいろ広報とかしていただいたとしても、それだけでは分からない場合があると思

いますので、ぜひしっかり知らせていただきたいと思います。

また、保険料の減免制度も独自減免、残念ながら本人非課税でも家族が課税だと使えない形になっております。家族がほんのちょっとだけ課税の方々は本当に今大変です。物価高騰の中でもありますけれども、この介護保険料を高いと思ってらっしゃるので、本人非課税、家族が課税、これでも使えるような制度を、ぜひ摂津市でもつくっていただきたいと思います。

利用料の減免制度もぜひつくっていただきたいですし、また、紙おむつ券の復活、これを求める声が非常に強いです。非課税でなくなれば、ほんの少し出ただけでも紙おむつ券もう使えなくなってしまってると思うので、ここもぜひ元に戻していただきますよう、これについては要望としてこの質問は終わります。

次です。施設の問題です。

施設の待機者はやっぱり100人を超えているとのことでした。本当に高齢になって、すぐ近くに子供がいてはあったとしても、施設に入ってもらほうが安心だとの声もありますし、また遠く離れたところに子供がいてはるような場合、一人暮らしの場合、いろんな場面で、やっぱり最後は施設に入って、きちんとしたケアを受けたいと、御本人も御家族も希望される場合も非常に多いので、ぜひ施設については摂津市としても努力していただきたいですし、これ国の制度が本当にここにちゃんとしっかり手厚い形になっていないと。サービス付き高齢者住宅でええやないかみたいな形になってるかもしれないんですけど、サービス付き高齢者住宅も入れるか入れないかとか、費用がどうか、中でのどんな形で生活されるのかと、いろんな

問題ありますので、やっぱりちゃんとした専門的な施設が必要だと思います。ぜひ国にも要望を上げてもらいたいと思います。これも要望としておきます。

4番の総合事業でございます。A型、C型、D型それぞれ特徴がありながら摂津市はやっていきますよと。ボランティアを使ってるB型はやりませんというのはずと崩さずにやっていただいていると思います。

サービスの削減は、介護度を引き上げることに繋がりますので、ここは今までどおり、現行相当のサービス、摂津市は維持していくんだと、これが原則ということについて、今後もその方向かどうかを、もう一回確認をしたいと思います。

いろいろ要介護1、2の総合事業化と2027年の第10期せつ高齡者かがやきプランまでに結論を出すと政府が言っていると思います。ケアプランの有料化とか、いろんな改悪がここで考えられていると思うんですけども、こういうものにも反対していかないといけない。それは私たちも一緒に頑張りますけれども、現行相当のサービス維持、これは原則だと思うので、もう一回そのところを確認したいと思いますので、お答えください。

それから、介護認定審査チェックリストの問題でございます。まず必要な人に専門的なサービスを提供するのが重症化をしないために非常に重要なことだと思ってるんですけども、チェックリストではなかなかそこにはいかない場合が私はあると思っています。医者判断とかもしっかり入って、介護認定を受けていただくのが重要だと思います。リハビリなんかは早急につなぐために、まずはチェックリストみたいなお話も前に伺ってるんですけども、

同時に介護認定もちゃんと受けていただくように促していただきたいと思います。

このチェックリストの結果では、介護認定とは違って、先ほど言っていました障害者控除、これは受けられないと思いますので、御本人にとってもそういう部分は不利益なところもあります。ぜひそこはしっかりとサービスを提供するために認定審査会を通じて、ちゃんとした認定をしていただきたいと思いますと思っておりますので、これももう1回お答えをいただきたいと思います。

次に、担い手確保の問題でございます。訪問ヘルパーがほかよりも高いとかいうような話を政府が言うて、報酬が引き下げられたとのことですけれども、それは本当にしっかりした調査をやってそういうことを言ってるのかと。実際に介護事業所なんかでは、本当にヘルパーの報酬がすごく低くて、確保するのに困っているところやのに、さらに引き下げられたら、ヘルパー自身がもう心が折れる。介護事業所にしても、ここへはヘルパーが来てもらえないと、本当にこの政府のやり方には、たくさんの批判が上がっております。

ぜひこれも声を上げていただきたいと思いますけれども、今、ケアマネジャーの資格更新に補助を出すことで確保というようなことで、離職を阻止する形なんですかね、やっていただいておりますけど、水谷委員のときにもお話がありましたように、確保のための摂津市の対策も、ぜひ考えていただきたいと思います。これも要望として終わります。

以上です。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齡介護課長 それでは3回目、2点の御質問にお答えをさせていただきます。

す。

まず1点目の4番目、総合事業の現行相当サービスの考え方についてでございます。こちらにつきましては、8期同様、9期におきましても現行相当サービスの実施については、引き続きやっていきたい考えを持っております。

続きまして、5番目のチェックリストについてでございます。こちらは、あくまでも対象者に選んでもらう形は取っておりまして、こちらからチェックリストに誘導することはやっておりません。

ただ、あくまでも総合相談等々を通じまして、本人の状況を踏まえながら要介護認定の必要性も判断しまして、必要となる対応を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 現行相当のサービス、9期もしっかり維持していくとのことでお答えいただきました。ありがたいと思っております。

10期に向けても、引き続き、ぜひこの現行相当のサービスしっかり守っていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。要望とします。

それからチェックリストの件でございます。もちろん御本人の意思は大事なんですけれども、認定審査とチェックリストとどう違うのか、さっき言いましたようにチェックリストによる不利益、こういうものがどうなのかということが、御本人の判断で本当にできるのかの点は、できる方もあるかもしれないけど、できない方もあると思います。そこはケアマネジャーとかもしっかりつけていただいて、その方の状況にちゃんと配慮をして、不利益にならないようにぜひしていただきたいです。この認定

審査もできるんですよと、こっちがよかったらこっちもできるんですよ、両方一遍にもできますよと、チェックリストやっただけど、その後で介護認定も受けたかったら受けれますよと、こういう情報もしっかり伝えていただきますように要望して、私の質問を終わります。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。

私からは、4点お聞かせいただきたいと思ひます。

質問1でございます。予算概要186ページ、介護予防・生活支援サービス事業で、さきに御質問があったんですけれども、訪問型サービスAについてでございます。

現状についてはもうお聞かせいただきましたので、20名で延べ134回利用があったとございましたけれども、その中でも布亀に利用が偏っていて、依然としてシルバー人材センターの利用がない状況やっただと思ひますので、この課題についてどのように対応していくのかお聞かせください。

質問2でございます。予算概要186ページ、同じく介護予防・生活支援サービスで訪問型サービスDでございます。

これにつきましても現状を理解いたしました。この訪問型サービスDの狙いでいきますと、つどい場などの介護予防活動の参加、あるいは買物とか通院という外出支援を行うものであったかと理解しておりますけれども、今後の展開についてお聞かせいただきたいと思ひます。

質問3です。予算概要、同じく186ページの介護予防・生活支援サービスでございますけれども、今度は通所型サービスCでございます。

これにつきましては令和6年度に安威

川以南にも設置されたところをごさいますして、利用者も増えていると昨日の御質問でも理解いたしました。現時点でその利用者の増加につながっていると思いますけれども、これについても今後の展開についてお聞かせください。

最後、質問4でございます。予算概要186ページだったと思いますが、地域介護予防活動支援事業の中で、タブレットレンタル料で46万円予算計上されていたと思います。これは令和6年度からの実施と理解しておりますけれども、まずもって、実施状況についてお聞かせください。

1回目、以上です。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、4点の御質問にお答えします。

1点目、訪問型サービスAの課題と今後の対応でございますが、訪問型サービスAにつきましては、利用者の希望する時間帯に短期間に従事者の調整をする必要がございますして、シルバー人材センターのサービス提供体制におきましては、従事者の調整に時間を要するため、現在依頼につなげにくいことが課題になっております。

このような課題を踏まえまして、スケジュール調整をしやすいよう、従事者を二人組とするなど、片方の従事者が急に対応できない場合、もう一方がカバーできる人員体制に見直し、今後ケアマネジャー向けの研修会等を通じて周知を図っていきたいと考えております。

2点目、訪問型サービスDについてでございます。

利用者の中には、認知症状をはじめとした利用者本人の状態像から、運営団体のみでは対応に苦慮するとのお話も聴いており、ケアマネジャーとの意見交換会を開催

し、運営団体の実情を踏まえた対応等について話し合いをしているところがございます。

また、訪問型サービスDにつきましては、利用するに当たり、ケアプランの作成が必要となります。利用者の増加に伴うケアマネジャーの負担の点も踏まえておく必要があると考えております。今後これらの状況も勘案しながら、効果的な高齢者の外出支援につなげることができるよう、効率的な運用を検討していきたいと考えております。

3点目の通所型サービスCの展開についてでございます。

今年度から安威川以北に加え、安威川以南地域でも利用を可能としておりまして、今後、効果検証を行いながら、また保健センターとも協議を進めながら効果的に通所型サービスCの利用につなげるよう、仕組み等を検討していきたいと考えております。

4点目の地域介護予防活動支援事業、タブレットレンタル料でございます。

こちらは、参加者に対しタブレット端末を一定期間貸与した上で、自宅で参加できるオンラインつどい場の開催に当たり、運営団体及び参加高齢者に貸与するためのタブレット端末12台のレンタル料として20万9,000円を計上しているところがございます。

現状の実績でございますが、令和6年12月から令和7年1月にかけてオンラインつどい場を開催しており、3回の操作研修会を経て、体操などの介護予防活動など自宅で参加できるオンラインのつどい場を4回開催、11名に参加いただいております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 御答弁ありがとうございます。

まず、質問1の訪問型サービスAについてでございます。

課題に対しての対応をお聞かせいただきました。御答弁にもありましたけど、シルバー人材センターの体制の見直しに取り組まれるとのことでございます。やはり利用者がどんどん増えていくところで、現時点の対応でいきますと、布亀の利用が増えてくるんじゃないかなと思います。

そうなると柔軟かつ丁寧な対応が困難になってくると思いますので、これはもうシルバー人材センターに頼るしかないんですが、シルバー人材センターも高齢化が進んでいると思いますので、新たな手が無い気がしますし、しっかりと現状を鑑みたときに、やれること、やれないことも含めて対応いただければと思います。

あくまでもシルバー人材センターはその補完していくところだと思いますので、いろいろ工夫、あるいはいろんな視点で現状をしっかりと見たときにどうすべきかを鑑みて、今後の展開を考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。この質問を終わります。

質問2でございます。訪問サービスDについての今後の展開でございます。

今、ケアマネジャーと話し合いとかいろいろやってる、あるいは負担のところも懸念されるところでございます。御答弁にもありましたが、あくまでもこのサービスDは、介護予防の活動で認識しておりまして、使う人の立場に立っては買物とか通院に使っていただけるのはそうなのかもしれませぬけども、本来の趣旨から言えば、介護予防に特化したほうがいいんじゃないか

などちょっと感じました。

一般会計のときも言いましたけども、やっぱり移動の手段の確保は、今、高齢介護課で介護をやっていただいておりますけども、あくまでも補完的な役割を担っていただけてるものでございます。やはり私は、将来的なまちづくりという観点でいくと全庁的にやっていく中で、このサービスDの移動のサービスも全庁的に取り組むべきだと思います。副市長に言いたかったんですけども、お伝えいただければと思います。

いずれにしても、すごくいいサービスだと思いますので、現時点では今の枠組みの中でいろいろ工夫しながらやっていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。将来的なことを見据えて考えていただければと思います。よろしく願いいたします。これも要望です。

続きまして、質問3、通所型サービスCのお話をいただきました。今後の展開、先ほどもありましたように、安威川以南、鳥飼地域にとっては進めてほしいところで、もう既に試行的に実施されていると、あるいは効果検証していくお話だと思います。安威川以南の方々にとっては、非常に喜ばしい状況だと私は思っております。一方で、高齢者がますます増加するところで、介護予防の取組はますます重要になってこようかと思っております。

いつも言ってることですが、高齢者にとって住みやすいまち、あるいは利用しやすい環境づくりでいきますと、さっきの移動手段の確保も含めながら、これもサービス向上に向けてしっかり取り組んでいただければと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。これも要望とします。

続きまして、質問4、タブレットレンタルの実施状況でございます。

令和6年度から開始されているところでございます。オンラインつどい場等々で活用されているとのことでございます。利用者と参加者、どのような反応があったのか、それを踏まえて、今後どのように展開していくのか、2回目お聞かせください。

以上です。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、4番目のオンラインつどい場についてお答えします。

オンラインつどい場の参加者におきましては、実際に地域で開催されているつどい場に参加してみるといった声があった一方、スマートフォン講座のようなデジタル端末の操作スキルの向上を目的に参加された方もいたと認識しております。

今後は、今年度のオンラインつどい場の開催状況について運営団体とも検証しつつ、メニュー等必要な見直しを行い、より効果的な介護予防に資する取組となるよう工夫をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。御答弁理解いたしました。

操作スキルの向上等々にも取り組まれたと思いますけども、これそもそも論としては、つどい場の狙いは、現場まで足を運んでもらうこと、あるいは出不精になりがちな高齢者にとっての生きがいづくりとか、きっかけづくりと思います。

一方で、御答弁いただきましたようにオンラインつどい場でいきますと、新型コロナウイルスが5類感染症に移行されて以降、いわゆるひきこもり防止であったりと

か、介護予防促進の役割でいきますと、自宅でできる介護予防での健康づくりの継続習慣化につなげる役割になってきているのかなと感じます。

自宅で行う介護予防とか、あるいは健康づくりでいくと、スマートフォンあるいは今回のレンタルのようなタブレットを活用することによって、より手軽に、あるいは効果的に健康維持が図れる利点があるかなと思います。高齢者自身が自分の状況であったり、あるいはニーズとかに合った方法で自分自身の健康の維持向上を図ることが大切だと思いますので、いろんな工夫を講じながら、当然のことながら、つどい場へ行っていただくことも大事なんですけども、しっかりこのタブレットのレンタルの位置づけも踏まえながら、相乗効果と言いますか、全体としての展開をしていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○福住礼子委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第29号、審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 地域包括支援センターに関する条例だと思っております。味生のコミュニティセンターの建設に伴って、地域包括支援センターを安威川以北と安威川以南と2か所にしていくとお聞きしています。この条例によって、どういうことをしようとしているのか、もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それではお答えいたします。

今回の条例改正におきましては、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するに当たりまして、職員の配置基準が定められております。こちらの内容につきましては、専門職地域の担当高齢者人口が3,000人から6,000人ごとに社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の3名を1ユニットとして配置する必要があります。本市の高齢者人口は約2万2,000人でありまして、安威川以南・安威川以北で分けますとそれぞれ約1万1,000人程度でございますので、安威川以南・安威川以北で2ユニットずつの配置が必要となっております。

今回の条例改正に伴いまして、複数の地域包括支援センターが市内にある場合、それぞれの担当地域ごとの高齢者人口に応じた専門職を配置する必要がありますが、複数の地域包括支援センターの専門職種の合計数が、市内全体の高齢者人口に応じた専門職数を満たしていれば配置基準を満たすことができるとなっております。

つまりは、本来、安威川以南・安威川以北で2ユニットずつ配置する必要がありますが、この条例で配置基準が緩和されますので、仮に、令和9年度中のコミュニティセンターの開設と聞いておりまして、開設当初にきっちり安威川以南・安威川以北で相談者が分かれるとも考えにくく、当面の間は安威川以北での対応に偏るかと考えております。

そうなった場合、安威川以北で2ユニットだけになってしまいますと、安威川以北が繁忙してしまうこともありますので、当

面の間は、安威川以北で3ユニット、安威川以南で1ユニットと柔軟な対応ができるものでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 二つのセンターができるけれども、別々にやるわけではなくて、お互い協力をし合いながらやっていく体制をつくるために、こういう柔軟な形でいけるよということかなと理解はしているんですけども、安威川以北が繁忙するとのお話。私は安威川以南に助けに行くのかと思ってたんですけども、どっちかという安威川以北が忙しくなる格好になるのですかね。分かりました。

新しくできるところで、しっかりとした高齢者への対応とかもやっていただけるような体制を組んでいただきたいと思っています。柔軟にやっていくことそのものは非常に大事だと思いますけれども、それぞれにしっかりとした体制をつくるのと違う形になるので、二つのところを一つの形で勤務時間とかそんなもんも数えてと言いますか、換算してみたいなことも書いてあったと思うんですね、条例の改定のところには。今でも地域包括支援センターの方々に過重な負担がいつてるのではないのかなと懸念をしておりますので、それが柔軟な対応の名目の下に過重負担がいつてしまうようなことがないように、サービスを受ける皆さんにちゃんとしたサービスを届けられるように、ちゃんと専門的なサービスが提供できる体制、こういうことを望んでおりますので、そこをしっかりと踏まえた形でやっていただけたらなと思います。

安威川以南に地域包括支援センターができることは、一津屋の地域の方々も非常

に期待の声も持っておられるのも私も聴いておりますので、安威川以南・安威川以北しっかりと支えをつくっていただきたいと思います。

質問を終わります。

○福住礼子委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

議案第16号の審査を行います。

本件について、補足説明を求めます。

吉田生活環境部長。

○吉田生活環境部長 議案第16号、摂津市協働のまちづくり推進条例制定の件につきまして補足説明をさせていただきます。

本件は、市民や地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者による地域活動や市民公益活動を活発化し、まちづくりの多様な主体の連携の下、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、各条文の説明に入らせていただきます。

第1条は、本条例の目的に関する規定で、この条例は、協働のまちづくりの推進に関し、基本原則を定め、市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、協働のまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現を図ることを目的としております。

第2条は、定義に関する規定で、協働、市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者、多様な主体及び市民公益活動の用語についてそれぞれ定義しております。

第3条は、基本原則に関する規定で、協働のまちづくりの推進は、多様な主体が相互に対等な立場で自主性及び自立性を尊重することや、それぞれの特性及び役割を理解し、相互に連携し、または協力することなどを基本として行われることを原則としております。

第4条は、市民の役割に関する規定で、市民は自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に参加するよう努めることとするほか、市政に関する情報に関心を持ち、積極的に情報を収集するよう努めることとしております。

第5条は、地域コミュニティ団体の役割に関する規定で、地域コミュニティ団体は地域住民のつながりを強くするとともに、地域課題の解決に取り組むよう努めることとするほか、自らが行う地域活動の情報を発信し、地域住民が参加しやすい環境づくりに努めることとしております。

第6条は、市民公益活動団体の役割に関する規定で、市民公益活動団体は、自らが行う活動の社会的意義を理解し、その専門性、迅速性、柔軟性等を生かしてまちづくりに取り組むよう努めることとするほか、自らが行う活動に関する情報を分かりやすく市民等に提供することにより、その理解と参加が得られるよう努めることとしております。

第7条は、事業者の役割に関する規定で、事業者は地域社会を構成する一員として

協働のまちづくりに関する理解を深め、その社会的責任に基づき、地域社会に貢献するよう努めることとするほか、市民公益活動に対する支援に努めることとしております。

第8条は、市の役割に関する規定で、市は協働のまちづくりの推進のために、必要な施策を策定し、及び実施することとするほか、職員に対し、協働のまちづくりに関する理解を深めるための研修を実施することとしております。

第9条は、市民公益活動の支援及び協働の推進に関する規定で、市は市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を推進するため、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに、市民等との協働を推進することとしております。

第10条は、協働のまちづくり推進計画に関する規定で、市は協働のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、協働のまちづくり推進計画を策定することとし、市長は同計画を策定しようとするときは、あらかじめ協働のまちづくり推進委員会の意見を聴くこととしております。

第11条は、基本的施策に関する規定で、市は市民公益活動を支援するとともに、市民等との協働を推進するため、所要な施策を講じることとしております。

第12条は、協働のまちづくり推進月間に関する規定で、協働のまちづくりについて市民等の関心と理解を深めるため、協働のまちづくり推進月間を設けることとしております。

第13条は、協働のまちづくり推進委員会に関する規定で、市長の諮問に応じ、協働のまちづくり推進計画、その他の協働のまちづくりの推進に関する重要事項につ

いて調査審議するため、摂津市協働のまちづくり推進委員会を設置することとし、委員会は協働のまちづくりの推進に関して識見を有する者、市民等を代表する者等のうちから市長が委嘱する15名以内をもって組織することとしております。

第14条は、委任に関する規定で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が定めることとしております。

次に、附則でございますが、附則第1項は、本条例の施行期日で、この条例は令和7年7月1日から施行することとしております。

附則第2項は、摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、第13条の規定による協働のまちづくり推進委員会の設置に伴い、同委員会委員の報酬の額を日額9,000円に定めるものでございます。

以上、摂津市協働のまちづくり推進条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○福住礼子委員長 説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは質問させていただきたいと思っております。

今御説明をいただきまして、目的についてはある程度は理解できるんですけども、その意義についてお聞かせいただきたいと思っております。

この条例制定までに結構時間かけて取り組まれていた点、またいろんな役割の方との懇談等を踏まえていただいていることはお聞きしているんですけども、摂津市の場合つながりのまちとのことで、ある意味、他市と比較して自治会をはじめ、い

ろんな団体がしっかりとつながって楽しく活動しているイメージが強かったんですけども、今回この制定をするに当たって、例えば自治会から、行政にも何とかしてほしいとの切実な思いもあったのではないかなと思うんですけども、ちょっと書面から読み取れないその意義の部分お聞かせいただけたらと思います。

1回目、以上です。

○福住礼子委員長 川本副理事。

○川本生活環境部副理事 条例の制定の意義の御質問でございます。意義といっても、なかなか難しいんですけども、地域コミュニティが希薄化して自治会の加入率が年々減少傾向にある中、その状況に危惧された自治連合会から、地域の活性化が図られるまちづくり条例の制定を求める要望書が提出されました。

その内容は、自治会のみならず地域の子ども会、老人クラブ、それから校区等福祉委員会の団体であるとか市民活動団体、事業者などが連携して地域の活性化が図られるまちづくり条例の制定でございます。

この内容につきましては、本市の行政経営戦略の中でも示しております協働のまちづくりの考え方にも合致するものでございましたことから、市としましても令和5年度から条例の制定に向けて作業を進めてまいりました。そういうことで、自治連合会の要望がきっかけにはなったんですけども、市の掲げる協働のまちづくりの考え方とも合致するものでありますことから、今回協働のまちづくり推進条例を制定させていただくものでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 意義について、また取組の

過程について理解できたと思います。

今までは自然にできてた流れがちょっと変わってきたと感じられますし、私どもも校区等福祉委員会や自治会でいろんな活動に取り組んでおりますけれども、今回制定するその趣旨というか、非常に感じる部分もあります。

ただ、条例を制定したからといって何が変わるのか、というのもありまして、今回委員として15名以下で選出されることになっていきますけれども、この委員はどのように選出していくのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○福住礼子委員長 川本副理事。

○川本生活環境部副理事 第13条の協働のまちづくり推進委員会の委員の選定の御質問でございます。

第13条の第3項にも明記しておりますとおおり、委員は、協働のまちづくりの推進に関して識見を有する者、それから市民等を代表する者、その他、市長が認める者となっております。

識見を有する者につきましては、大学の先生などを想定しております。市民等を代表する者につきましては、市民等とは市民と地域コミュニティ団体と市民公益活動団体と事業者でございますが、市民につきましては、公募したいと思っております。それから各団体につきましては、団体に依頼をして、推薦をいただいた方に委嘱をしたいと思っております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 構成員については理解できました。

選ぶに当たっては、頼んで選んでもらうことになると思うんですけど、提案をいろ

いろしていただけるような雰囲気とか体制とか、しっかり取り組んでいただけたらと思います。

今回の文章の中で、推進月間2月と書いておりますけども、この2月は何をするのか、行政として協働を進めるに当たって、具体的に地域とどのように関わっていかうとしているのかお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○福住礼子委員長 川本副理事。

○川本生活環境部副理事 それでは、協働のまちづくり推進月間の2月に何をするのかというお問い合わせでございます。

具体的には、協働のまちづくり推進委員会に諮りながら検討を行ってまいります。現在、自治連合会や老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会の4団体と市で構成する、「つながりのまち撰津」連絡会議における地域コミュニティ活動推進運動の強化月間が2月でございます。今、街頭啓発活動や地域交流研修会を実施しているところでございます。

条例が制定されましたら、このつながりのまちの推進運動と合わせて行うのか、それとも協働のまちづくり推進に移行と言いますか、吸収していくのかについては、これから4団体の代表とも相談を行っていくわけでございます。つながりのまち撰津の推進運動で行ってききましたようなつながりや協働の重要性についての認識、知識等を深めるための研修会などを2月に実施するとともに、様々な啓発活動も協働のまちづくり推進委員会の意見も聴きながら展開してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 つながりのまちが今までベースにありますので、その団体を大切にしながらとのことで内容的には理解をしたんですけども、こういう条例を制定しないといけなくなったことについては、やはり高齢化、少子化が一番大きな要因かなと考えております。今まで活動できていた方が年齢を重ねられて、体の動きや行動範囲も変わってきた。また、子供も少子化で減ってきてまして、子供を通じての親同士のつながりとか、地域とのつながりがなくなってしまったことが大きな要因ではないかなと思います。

私も十七、八年前に小学校のPTAの役をさせていただいてたんですけども、夏に行われるバザーももうなくなってしまいましたし、随分この十数年で様子が変わってきたと肌をもって感じています。適度の負担が人と人のつながりを生んできた。大変やったねと言いながらそれが思い出になり仲よくなってきた、そういういい連鎖が今かなり厳しくなっているように感じております。

公助と共助とありますけども、一つ捉え方を違えてしまうと、公助ができるのはここまでです、共助はここまでやってくださいと、線引きをしてしまっていて、何か行政と地域の壁をつくってしまわないかなと見方によったら感じており、心配をしております。そういう意味で、行政としてはいろんなツールの提供を、自治会によったら最近も回覧板の枚数も件数も減ってきてしまっていて、LINEを使って自治会の連絡を始めたところも何件か聞いております。

ただ、その弊害か副作用として、つながりたくない人とはつながりたくないとかもありまして、LINEでも普通のLINEのグループとは別にLINEビジネス

というツールがあって、親子関係みたいな感じで、連絡をした人から公認だとは行けるけど、子同士にはつながらないとかいうそういう使えるようなツールがあるわけですね。そういうツールを提供したりとかしていただきたいなと思います。

自治会が維持できなくなってきたところも毎年何か所かありますけども、原因としては、会長の成り手の問題、それからだんだん減っていくもんですから、以前と同じことをしようと思うと1人当たりの負担が増えてきて、維持できないと負の連鎖があるのかなと思います。

要するに、地域をコーディネートできる方をどうやって育成していくのかが全ての鍵になると思いますので、そのために我々行政が何ができるのかしっかり考えていただいて、デジタル等も活用して、この条例が本当に生きてきたねと地域で言っていただけのように、今後も御尽力いただきたいことを願ひまして要望とさせていただきます。

以上です。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、協働のまちづくり推進条例について質問させていただきます。

趣旨については理解をさせていただきましたし、今、水谷委員からの質問もありまして、深められたところもあると思うんです。私は理念条例であるということは分かっているんですけども、ちょっとふわっとして、よく分かんないところもありまして、その辺を聞かせていただきたいなと思っています。

まず、市民の役割を書いているんですけども、これは義務とかではなく、市民はこういうふうに取り組ましよう、そう

いうことを市が市民に要望しているということなのかなとは思っているんです。けれども、3ページの市民の役割のところを見ますと、「市民公益活動に参加するよう努めるものとする」とか、「積極的に情報を収集するよう努める」とか、いろいろ市民について書いてあるんですね、「コミュニティ団体に加入するよう努める」。こういうことを市から求めると条例に書いて、具体的に何かそれをするのかと。市民からすると、いや、放っておいてちょうだいと言われるような場面もないでもないと思うんですね。

積極的に情報収集するようにと書かれてますけれども、ホームページや広報で市がお知らせしてますから、それは見ないほうが悪いんですとなってしまふようなことでは、せっかく考えてはる理念と相反することになってしまうと思うんですよね。そこら辺の思いを一度きちんとお聞きしたいと思っています。

それと市民公益活動団体、ここを支援していきますよと書かれてると思うんですけど、ではその市民公益活動団体って何かというと市民公益活動を継続的に行う団体でありまして、では市民公益活動は何かというと、それも市民生活の向上や地域課題の解決のために自主的にいろんな活動をしている団体であると書かれているんですね。この団体は市民公益活動団体、この団体は違うと何か登録するとか、線引きするとか、そういうことを行われるつもりなんでしょうか。

それを支援するとは、市民公益活動団体として登録されているところは、例えば会場費がもっと安くなりますよとか、何か活動するときに摂津市から支援金が出ますよとか、いろんなその支援の中身ももう一

つよく分かんないですけども、市民公益団体についてどう考えておられるのかも、もうちょっと分かりやすく教えていただきたいなと思います。

それから、先ほど水谷委員から推進委員会、これを15名で組織することについての御質問もされておられました。市民は公募するけど、ほかは団体から選出をされた人、大学の先生などとのことだったんですけども、やはりこういう委員会の原則は、男女共同参画の立場から、男性、女性対等な人数とするのを市としてはできる限り努力することが必要だと思うんですけども、そういう観点はお持ちなのかどうかについても伺いたいと思います。

以上です。

○福住礼子委員長 川本副理事。

○川本生活環境部副理事 それではまず、市民の役割でございます。

まず、この条例は新規の条例でございますけれども、基本的に理念規定といわれる基本原則でありますとか市民の役割、それから地域コミュニティ団体の役割、あと事業者の役割と市の役割、この辺につきましては、新たに求めるものではなく、今ある考え方を明記していつているものがございます。

この市民の役割については、行政経営戦略の協働のまちづくりのところにも一定記載がある内容でございますので、今回改めて条例の制定によってお願いするというものではなく、今までやっていただいていることを書いていったということでございます。「努めるもの」となっていますけれどももちろん強制ではないですし、「努めるもの」とは理由がなければやらなくていい緩い努力規定でございますので、その辺のところは御理解をいただきたいと思

っております。

2番の市民公益活動団体でございますけれども、分かりやすくとのことでございます。市民公益活動につきましては、いわゆる社会問題の解決のために行う活動となっております。例えば、地域での居場所づくり、子ども食堂もそうですし、子供の居場所や、高齢者の居場所づくりでありますとか、あと、一時保育などの子育ての支援であるとか、環境問題であるとか、いろんな社会問題の解決のために活動されている、こういったものが市民公益活動となっておりますので、登録制度はございませんが、一定自治振興課でも市民公益活動への補助金も出しておりますし、団体の交流会等も行っております。そういったところで、認定や、登録、そういうもので線引きするわけではございませんが、一定そのような定義となっております。

3点目の協働のまちづくり推進委員会の男女の割合でございます。今のところどういった方をお願いするかは決めておりませんが、もちろんそういう考え方で、男女対等な数になるかどうかは分かりませんが、今確か人権女性政策課では、4割程度の数字を推奨していたかと思っておりますので、それくらいになるようには一定努力は行ってまいりたいと思っております。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 行政経営戦略に書いてあるというのは、これは摂津市が自分たちのものとしてつくって、そこへ書いてあるということですね。でも条例のは、これは理念条例とはいえ、市民も守ってくださいとして出していくものだと思うんですね。そこに市民の役割として、そういう努力をなさいと書くことについては、一定

そこを市民に求める、市民が情報収集せえへんかったらそれは市民が悪いんだという形ではないように、ぜひ市の側として積極的に市民へその情報が届くような形というのを考えないといけないと思うんですね。

例えば、この間この条例についてのパブリックコメントを開始しはるときに、公共機関が休みになる年末年始も期間に入れ込んでやることは、もうあんまり意見を本気で聴く気ないねんなど市民から思われると。皆さんはそうじゃないと言わはるかもしれないけれども、ネットで見たらよろしいやんと返ってくるのでは困るんですよ。そうではない市民に対してもちゃんと情報が伝わる、意見をお聴かせいただける、そういうことを市が頑張っていていくことが、この協働のまちづくりの前提になっていくと思うんですね。

だからこの文言を削除するとかそんなことは言いませんけれども、その考え方、摂津市としてこれを生かしていこうと思えば、なおさら市が努力していかないと、これが具体的な協働のまちづくりにつながっていかないと、摂津市が自分の立場を宣言するような条例だと私は思いたいんです。けれどもそこを何か市民に対して、いろいろあせえ、こうせえ言うてきてると受け止められないためには、摂津市のこれからの姿勢がすごく大事になってきますので、その点についてちょっと市の役割がすごく短かったと思うんですけども、思っておられることでお聞かせいただきたいなというふうに思います。

それと市民公益活動団体は、こことここが市民公益活動なんだと市が色分けすることではないとのお話だったと思います。こんな活動しますというときに、

補助金とかが使える場合もあると。市民公益活動団体に選ばれて補助金が常に出続けるとかではないと理解もしました。市民公益活動する団体と書いてあるんですけど、市民公益活動の中に、これは違えますよというのが入ってて、営利目的と宗教の問題と、あと政治上の主義を推進または反対したとも書かれてるんですけども、この問題は、非常に微妙な話やと思うんですね。

例えば、女性団体で女性の地位の向上を目指して、となったときに、やっぱり性暴力の問題に対して反対の声を上げていくとか、この前は法改正を求めてフラワーデモというのが全国でも起こっていますけれども、例えばそういうものは政治上の主義であると反対する方もいらっしゃるから、そう捉えるのかどうか、そして摂津市自身も核兵器禁止条約について首長会で日本も参加すべきと出しておられますけれども、そういう平和の運動についても、政治の問題も絡んでくるわけですけども、ここをどういうつもりで書いておられるのかお聞きしたいと思います。

それから、推進委員会のことですけども、対等な数を要望したいと思ったら4割と言われて、目標がそこかと思ってちょっとがっかりしたんですけども、やはり市民の活動の推進をしていくことについて、いろいろ文言を言っていたと、意見を言っていたと、その推進委員は、男女同数を目指すのが筋じゃないかなと思います。

人権女性政策課で、こういう方々がいろんな役割を引き受けていただけますよ、そういう登録をされておられると聞いておりますので、ぜひ同数目指していただきたいと思います。市民、約半分女性やと私は思っておりますので、女性の声、男性が3

割で女性が7割のつもりじゃないわけでしょう。男性7割とってはるわけでしょう。そこは半数とぜひ構えて、市民の声がしっかり届く、そういう委員会にしていきたいと思います。これは要望としておきます。

○福住礼子委員長 川本副理事。

○川本生活環境部副理事 まず1点目ですけれども、市民の役割に対して、市の役割が薄いのではないかとの御意見だったかと思えます。市の役割については第8条で規定しているところがございますが、見出しとしては第8条ですけれども、市が行う内容としましては、そこから基本的施策の第11条まで、ここは市がやっていきますと宣言を行っている内容でございます。

個別詳細につきましては、第10条の協働のまちづくり推進計画において、当然市民にお願いするだけじゃなしに、市がやっていくことを協働のまちづくり推進計画の中で検討して、基本的な施策や具体的な取組も計画に盛り込んでまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

続きまして、市民公益活動の定義のところ、政治上の主義等々の記載をすることでございます。この市民公益活動の定義につきましては、本市独自で考えたものではなく、法律の特定非営利活動法人の定義を参考にしながら、この定義と近いような形で規定を行っているところがございますので、そういう内容でございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 情報公開、情報共有を摂津市の側から積極的にしていただいて、それによって市民が情報を得ることが出来る体制をつくるのか、市が、市民が知れる

努力をする、それが前提にあることはぜひ考えていただきたいと思います。

市民の声を聴かせてもらうとか、市民にいろいろ活動に参加してもらうとか、その前提には市民がそこに関わられるためにどんな形をいろいろ工夫するかはまず前提にあって、そこで市民が活動に参加して自主的になってくれる形を考えていかないと、書いてあるだけではあかんと思えますので、ぜひその辺はよろしくお願ひしたい。情報公開、共に考え、共に決めていくという、それこそ協働だと思えますので、全ての面において、そういうことを摂津市として頑張っていく条例だと、ぜひ職員の皆さんにも徹底していただきたいなと思っております。要望としておきます。

それから、今の政治上の主義主張のところ、すけれども、これどこかに書いてあったのを持ってきましたと聞こえたんですけど、ここきちっと考えておかないと、後々大変なことになると思うんです。例えば、公的な施設をどこかの団体に貸すことが起きて、ところが反対の運動もあって、それに対して、貸すなど運動があって、一回貸す言うたのを取りやめたことが、よその地域なんかでも起きてるんです。

政治的な主義について、摂津市としてどう対応をするのかはしっかり考えておかないと、いろいろ問題が後で出てきたときに右往左往する。よそにこう書いてありましたからそこにこう書いた。みんなの常識ですでは駄目だと思えるんですよ。いろんなポスターを貼ったのを市が規制したことに対して、それに対しての裁判が起きたとか、いろんな問題があるんです。政治上の主義主張は、政治ってもう全てに絡んでることから、何もかも一切しては駄目にはなかなかならない。さっき環境

の問題とおっしゃったけど、これだっていろんな立場もあれば、主張もあるわけです。

なので、あなたは政治的な主義を持っているから、この団体は政治的な主義を持っているから、うちはもう支援できませんとか、部屋を貸せませんとか、そうになっていくと非常に硬直したものになっていくと思います。今ここでそれについてどう考えるのかをこれ以上は言いませんけれども、私は政治というのは、生活に関わるものですから、今おっしゃるようないろんな解決のための居場所づくりであるとか、子育て支援であるとか、環境問題とか言われましたけど、どれも政治と絡んでいく問題なんです。

だからそこについてそれぞれの団体が、いや、もっと子育て支援をしてほしいと声を上げて署名を集めますみたいなことがあったときに、いや、政治的な活動だから駄目だとなるのか、そうではないのか、そのことについて市はちゃんと考えておかなあかんと思うんですよ。私はそういう活動は、もう込み込みの市民公益活動だと思っているんです。団体によってそれぞれ思いは違うとは思いますがね。自分たちの主張を社会にアピールするためのいろんな活動をすることもあるんじゃないかと思っています。

もちろん政党の支持とかそういうことに関してになってくると、ここは違いますから、何が政治的なのかについて、摂津市としてしっかりその辺は、内部でいいですから考えておいてもらいたいなど。広い視野を持ってほしいと思っていますので、要望としておきます。

以上です。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 私からは、もう先に質問が出ておりましたので、要望にとどめてお

きたいと思います。

まず、今回協働のまちづくり推進条例の制定でございまして、振り返りますと数年前から私、連合自治会の方々ともいろいろなお話をさせていただきながら、時間は少しかかりましたけど、ようやくここまで来たという感覚があります。ただ、これができたから全てできるわけではなくて、やっぱり理念条例でございまして、これからもしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

個々に数点要望がございましてお話しさせてもらいますけども、まず、先ほど増永委員からもお話ありましたように、市民公益活動で、第9条とか、あるいは第11条等々がこれから整備ししっかり充実に向けて支援していくことも明記されております。いろんな市民公益活動の考え方あるとは思いますが、やはりその先と言いますか、その中のよく言う、つなぎ役も重要でございまして、その先にあるその中間支援組織の重要性も見えてくるのかなと思います。度々言うておりますけれども、こういった協働のまちづくり推進条例ができたことを皮切りとは言いませんが、そういったところもしっかり見据えながら、摂津らしい位置づけ、どうあるべきかも並行して考えていってほしいなと思います。一つ要望です。

二つ目には、先ほど水谷委員からも御質問ありましたけども、5ページの推進月間です。私もこれも聞こうかなと思ってたんです。具体的にはこれからとのことでございます。つながりのまち摂津での4団体の街頭啓発活動とか研修会等々やられてるのも認識しておりますけれども、私が思うに、その協働のまちづくりでいきますと、この4団体だけではございませんし、しっ

かりとやられてたことは理解しておりますけれども、その中で、この活動がどうだったのか、どんな効果があったのか、ある程度振り返りながら、せっかくこれからの協働まちづくりでございますので、しっかりと振り返って検証して、次どうするんだとしっかりと考えてほしいと思います。

誤解のないように、今の活動を否定してはいただけません。その先にあると言いますか、次のフェーズに移るところなんじゃないかなと思いますので、言うたら踏襲をするとかいうことではなくてブラッシュアップするところを鑑みながら、しっかりと協働のまちづくりの趣旨も書かれておりますので、そういったところのふさわしい活動の展開ということを要望しておきたいと思います。

次に、先ほど来からお話ありました推進委員の話でございます。大学の先生であるとか、あるいは市民の公募、あと団体での推薦でありましたけども、特にその団体ですか、こちらからどうこういうことはできないかもしれません。しかしながら、私が思うに、せっかくの機会ですので、推薦であるのでお任せしといたらいいかもしれませんが、その団体の会長がぼっと来ての、言い方が悪いですけど、形だけではなくて、実効性のある実務の例えば責任者とか、事務局長であるとか、しっかりとそういったところの地に足つけて議論できる人がいいと思います。

何が言いたいかという、これからが大事ですので、そういう意味では、いろいろ選定するときに、別にその推薦された方を否定することではないとは思いますが、そういったところも意識しながらしっかりとやっていただければなと思います。せっかくの条例の制定でございますので、

やっぱり本当に何回も言いますが、これからは重要でございますので、いろんな角度で、しっかりと議論をしていくんだとこだわりを持ってやっていただければなと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

私から以上です。

○福住礼子委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

次に、議案第30号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時16分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 可否同数でありますので、摂津市議会委員会条例第16条の規定により委員長が本案に対する可否を採決します。

委員長は、議案第1号所管分について可決すべきものと採決します。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第12号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第13号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第16号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第29号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第30号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○福住礼子委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時18分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

民生常任委員会における令和7年度の行政施設につきましては、昨年12月9日の本委員会で視察項目等を協議させていただきました。視察項目につきましては、「環境」、「市民活動」、「高齢者の見守り」の3項目を候補とし、視察先や日程等については調整することとしておりました。これらの調整ができましたので、本日は委員

長案として提案をさせていただきます。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

日程につきましては、5月1日木曜から5月2日金曜の2日間で、視察先につきましては、東京都三鷹市及び東京都あきる野市でございます。

三鷹市では、三鷹市環境センター敷地の土壤汚染対策及び新川暫定広場の整備について視察を行います。

三鷹市では、平成25年3月30日の環境センターの閉業後、土壤汚染調査を行いました。その結果、土地の一部から土壤環境基準を超える物質が検出され、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定をされました。その後、飛散防止のためにシートによる被覆及びアスファルトで舗装する被覆工事を実施し、新川暫定広場として平成31年3月27日にオープンしました。本市の環境センターで予定している事業と類似をしており、先行事例として視察を実施します。

あきる野市では、スマート電球を使った高齢者見守りについて視察を行います。

あきる野市では、令和3年度よりICTを活用した高齢者見守り事業として、スマート電球を使った事業を実施しております。独り暮らしの高齢者やその親族が安心した生活を送れるよう、自宅内の電球をICTを活用した通信機能付きLED電球に交換し、24時間点灯や、消灯が確認できなかった場合に民間受信センターに自動で通報を行い、本人や親族などに連絡を取り、安否確認を行うことで高齢者を見守ります。少子高齢化が進行している中、人による見守り以外の方法として、ICT技術の有用性を視察いたします。

以上が視察案の内容となりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

それでは、三鷹市で三鷹市環境センター敷地の土壤汚染対策及び新川暫定広場の整備について、あきる野市でスマート電球を使った高齢者見守りについて視察を実施させていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、常任委員会の所管事項に関する事務調査については、本会議最終日において閉会中に調査をすることが図られます。

本委員会の所管事項については、老人福祉行政について、障害者福祉行政について、保健医療行政について、社会福祉行政について、環境衛生行政について、商工行政について、農業行政について、文化スポーツ行政についてを令和7年9月29日まで閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前11時31分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項  
の規定により、署名する。

民生常任委員長 福住 礼子

民生常任委員 水谷 毅